

変動金利型定期預金(単利型)

令和2年10月1日現在

| | |
|--|---|
| 販売対象 | ・法人および個人の方 |
| 期間 | ・定型方式 1年、2年、3年 ・満期日指定方式 1年超3年未満 ・定型方式の場合は、預入時の申出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます |
| 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | (1) 一括預入 (2) 100円以上 (3) 1円単位 |
| 払戻方法 | ・満期日以後に一括してお支払いします |
| 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 | (1) 変動金利（預入後6ヵ月間は預入時の店頭表示利率を適用し、預入日から6ヵ月毎に当金庫が預入の際に提示する利率変動方法により適用利率を変更します）自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します (2) 中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月毎の応答日）以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率〔利率を変更したときは変更後の利率〕×70%）により計算します (3) 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算 |
| 税金 | ・お利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります （ただし、マル優を利用の場合は非課税） ・法人は総合課税となります ※令和19年12月31日までに支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります |
| 手数料 | _____ |
| 付加できる特約事項 | ・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に1.0%を上乗せした利率） ・利用資格のある方はマル優の取扱いができます |
| 中途解約時の取扱い | ・満期日前に解約する場合は、解約日に経過した各中間利払日数および表4の預入期間に応じた中途解約率により計算した利息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および表4の預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息の合計額（中途解約利息）とともに支払います なお、中間払利息が支払われている場合には、中途解約利息との差額を清算します |
| 金利情報の入手方法 | ・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください |
| その他参考となる事項 | ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・預金保険の対象です |